

島外の通院・入院にかかる 費用補助を一部拡充しました

どんな制度？

島外の医療機関等への通院等に係る経済的負担を軽減し、適切な医療やサービスを受ける機会の確保を図ることを目的に実施しています。補助に要する経費の一部を沖縄県と座間味村が負担します。

対象

下記のいずれかに該当する方

- * 生殖補助医療を受ける夫婦
- * 一般不妊治療、不育治療を受ける夫婦
- * 妊産婦
- * 未熟児及びその親権を行う者 追加!
- * がん患者
- * HPVワクチン接種後に多様な症状を呈している患者
- * 小児慢性特定疾病児童など
- * 指定難病または特定疾患患者
- * 重度障害者（児）
- * 自立支援等福祉制度利用者
- * がん検診の精密検査を受ける者 追加!
- * 生活保護を受給している者
- * その他島外での治療が必要と判断し、村長が認めたもの※ 修正!
- * 上記の患者の付添人



申請方法

下記書類を持って役場住民課まで提出。※1年以内に申請

申請時の持ち物

- ① 申請書
- ② 乗船券、領収書
- ③ 宿泊施設の領収書
- ④ 診療明細書など
- ⑤ 振込先口座の写し
- ⑥ 意見書、受給者証など

詳しくは、村ホームページをご確認ください♪



補助金額

船舶運賃と宿泊費の補助額

- ・ 船舶運賃：離島住民向け運賃の8割相当額
- ・ 宿泊費：1泊あたり7,000円を上限 増額!

